

【参考】市民農園に関する情報公開要領第4条（1）関係

○市民農園の開設方法

1 特定農地貸付け（特定都市農地貸付け）による方式

（1）関係法令

ア 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）

イ 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）

（2）特徴

ア 利用者に農地を貸付ける方式。

イ 貸付けは、法律に規定される要件（面積、人数、期間等）を満たす必要あり。

ウ 開設に当たっては、農業委員会の承認が必要。

エ 生産緑地地区内で開設する場合は、1（1）イの法律に基づいて行う。

2 農園利用方式による開設

（1）関係法令

なし（利用者との間で農地の貸借を行わないため、法律上の規制なし。）

（2）特徴

ア 農業を営む園主の指導の下で、利用者がレクリエーションその他の営利以外の目的で農作業を行う方式。

3 市民農園整備促進法による方式

（1）関係法令

ア 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）

（2）特徴

ア 特定農地貸付け（特定都市農地貸付け）又は農園利用方式で開設される。

イ 農作業の用に供される農地及び市民農園施設（農機具庫や休憩施設等）が一体として整備される。

ウ 開設に当たっては、整備運営計画を作成し、市町村から認定を受ける必要あり。